

賛助会員規則

JBSS-012 Rev 1

(総 則)

第1条 この規則は、一般社団法人日本バングラデシュ協会の賛助会員について定める賛助会員に関する規則は、この規則に定める所に拠る

(賛助会員)

第2条 この法人の目的及び事業に賛同し、賛助するためにこの法人に入会を申請し、所定の手続きを経て許可された個人及び法人を賛助会員とする

(入 会)

第3条 この法人の賛助会員になるためには、所定の入会申込書を提出し、規定の年会費を入会時に支払わなければならない。ただし、過去この法人の会員または賛助会員で除名処分を受けた者が再入会を希望する時は理事会の承認を要する

(年会費)

第4条 個人賛助会員の年会費は年間1口につき4,000円とする。個人賛助会員は年間1口以上の会費を支払うものとする

2 法人賛助会員の年会費は一般法人賛助会員の場合は1口につき30,000円とし、非営利法人賛助会員の場合は1口につき20,000円とする。法人賛助会員は年間1口以上の会費を支払うものとする

3 年会費の有効期間は4月1日から3月31日までとし、当該年度の開始前に一括して支払わなければならない。但し、年度途中で入会するときは半期計算する。なお、1月から3月までに入会する賛助会員は翌年度の年会費も合わせて支払うものとする

(特 典)

第5条 賛助会員は次の特典を有する。

(1) この法人が発行するメールマガジン及び行事案内などの配布を受ける。

(2) この法人が定める講演会、セミナーなどの行事に参加することが出来る。

(資格の喪失)

第6条 賛助会員は次の事由によりその資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 死亡し、または失踪宣言を受けたとき。

(3) 除名されたとき。

(4) 年会費の支払いを怠ったとき。

(会費の使途)

第7条 第4条に規定する年会費は、その25%以下を管理費用のために、残余を公益事業目的のために充当するものとする。

(賞 罰)

第8条 賛助会員に対する賞罰に関する規定は理事会の決議により別途定める。

(改 廃)

第9条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 1. 本規則に定めなき事項は理事会の決議で決定する。
2. 本規則の実施日は2018年10月1日とする。

以上